

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設 施設概要書

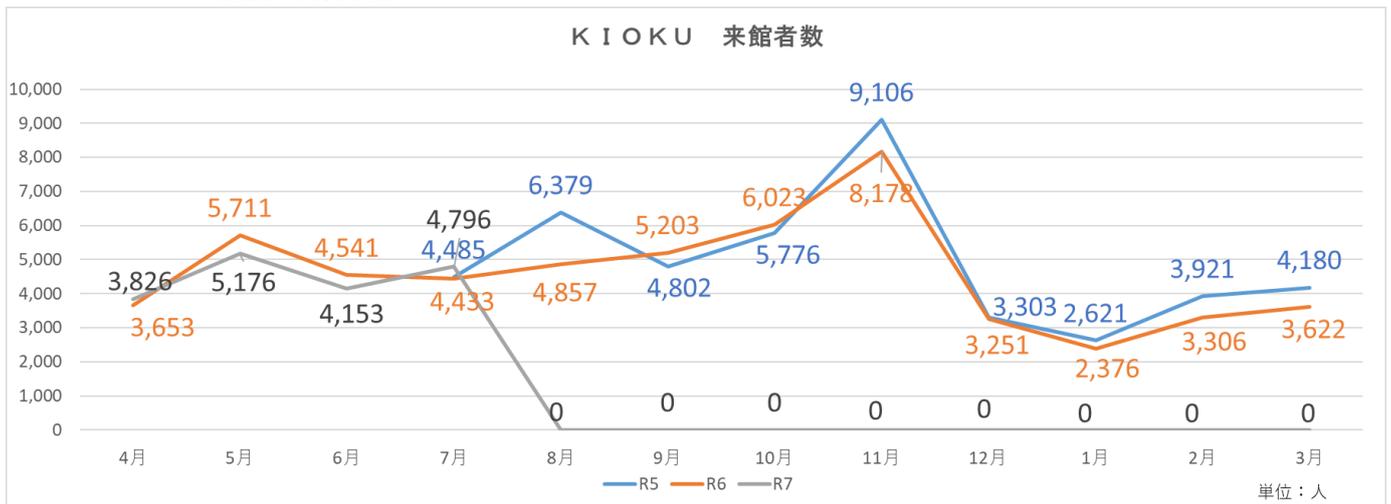
熊本県観光文化部観光文化政策課

1 施設の概要

| 施設概要 | 内 容 |
|------|---|
| 構 造 | ①体験・展示施設 木造+鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上1階建 ②震災遺構 旧東海大学阿蘇校舎1号館：鉄筋コンクリート造 地上3階建 地表地震断層覆屋：軽量鉄骨造 地上1階建 |
| 面 積 | ○敷地面積 102,671.51 m ² のうち約41,000 m ² ○施設等面積 ①体験・展示施設：建築面積1,481.48 m ² 、延床面積1,210.29 m ² ②震災遺構 旧東海大学阿蘇校舎1号館：延床面積6,961.88 m ² 地表地震断層覆屋：延床面積180.79 m ² |
| 主要施設 | ○体験・展示施設 風除室、展示室1、シアター、展示室2、展示室3、企画展示室・交流ラウンジ、事務室、館長室兼応接室、倉庫、更衣室、トイレ、授乳室、空調機械室、消火ポンプ室等 ○駐車場 普通車90台、障がい者専用3台、大型バス専用6台 ○芝生広場 |

2 施設の利用実績

(1) 施設利用実績



R5 (R5.7~R6.3) : 44,573人
 R6 : 55,154人
 R7 (R7.4~R7.7) : 17,951人

(2) 利用料収入実績

R5 (R5.7~R6.3) : 19,699,600円
 R6 : 24,204,240円
 R7 (R7.4~R7.7) : 7,884,100円

(3) 収支

| 収支 | 区分 | 項目 | 令和5年度 (9ヶ月) | 令和6年度 (12ヶ月) | 備考 |
|----|--------|-----|----------------|-----------------|----------------------------|
| 収入 | 利用料金収入 | 観覧料 | 19,699,600 | 22,996,900 | 体験展示施設 |
| | | 使用料 | 0 | 25,740 | 芝生広場 |
| | 指定管理料 | | 63,033,000 | 79,044,000 | |
| | 自主事業収入 | | 15,175,130 | 27,442,130 | 物販売上（防災グッズ、非常食、書籍等） |
| | 収入計 | | 97,907,730 | 129,508,770 | |
| 支出 | 利用料金収納 | 観覧料 | 19,699,600 | 22,996,900 | ※全額熊本県へ納入 |
| | | 使用料 | 0 | 25,740 | ※全額熊本県へ納入 |
| | 人件費 | | 31,534,991 | 45,665,330 | スタッフ人件費、語り部ガイド人件費 |
| | 管理運営費 | | 19,793,037 | 26,062,282 | 水道光熱費、植栽管理費、保守点検費、清掃費、警備費等 |
| | 事業費 | | 3,611,147 | 1,570,572 | 展示関連費、資料収集費、学習プログラム開発費等 |
| | 事務費 | | 6,777,523 | 5,157,574 | 保険料、旅費交通費、備品消耗品費、通信費等 |
| | 諸経費 | | 2,381,410 | 2,646,733 | 研修謝金、システム使用料、管理雑費等 |
| | 自主事業経費 | | 13,488,294 | 23,577,310 | 物販仕入、装飾費等 |
| | 支出計 | | 97,286,002 | 127,702,441 | |
| | 総収支 | | 621,728 | 1,806,329 | |

3 図面等

この概要書には、次の図面等を添付しています。

<全体>

- ①俯瞰写真
- ②指定管理者の管理に係る中核拠点施設の範囲

<体験・展示施設>

- ③平面図
- ④立面図
- ⑤諸室の面積表
- ⑥外構平面図
- ⑦展示内容
- ⑧備品リスト

<震災遺構>

- ⑨写真
- ⑩旧東海大学阿蘇校舎1号館図面
- ⑪地表地震断層覆屋図面

4 参考資料

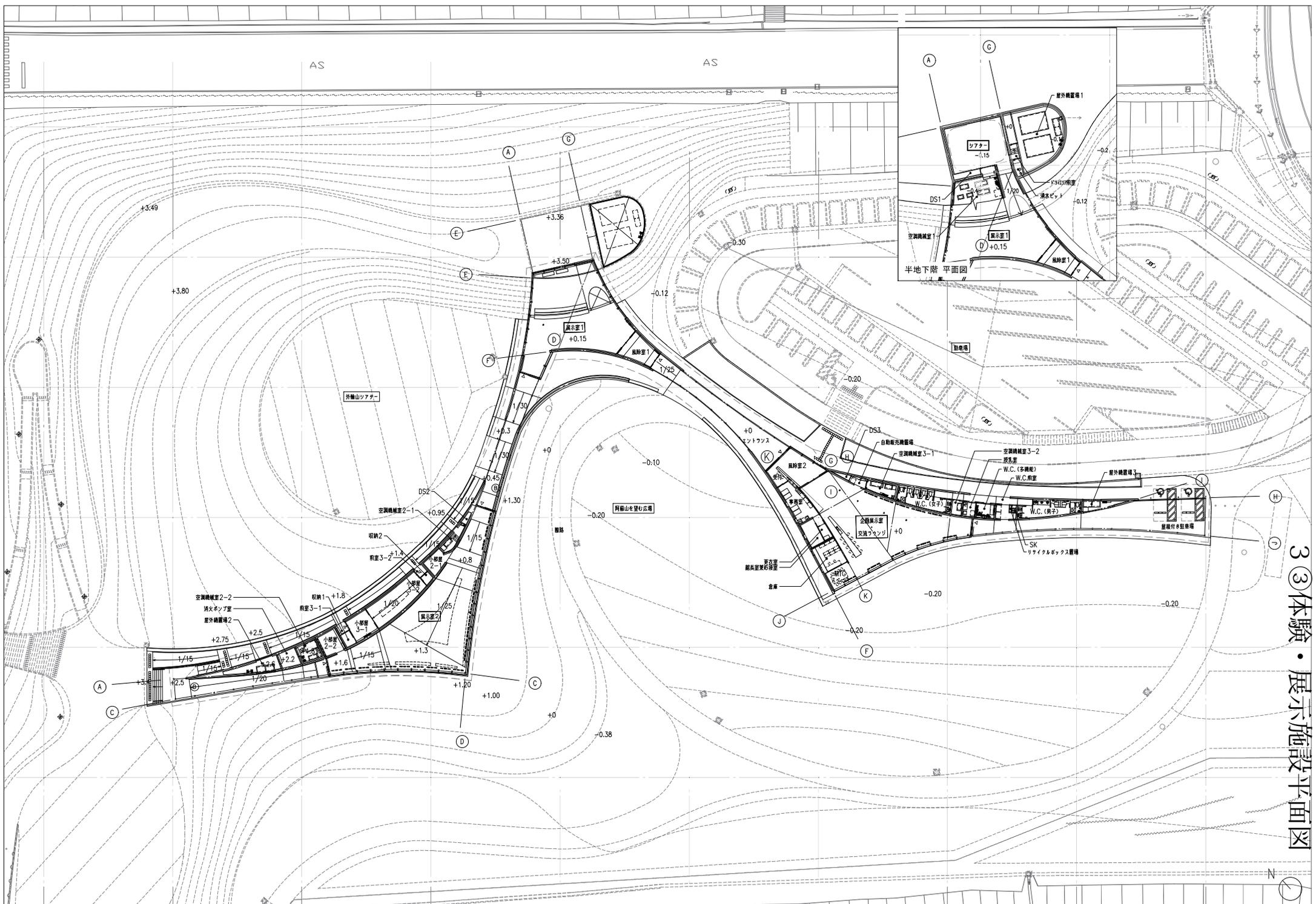
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号）、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例施行規則（令和5年熊本県規則第33号）を参考資料として添付しています。

3 ①俯瞰写真



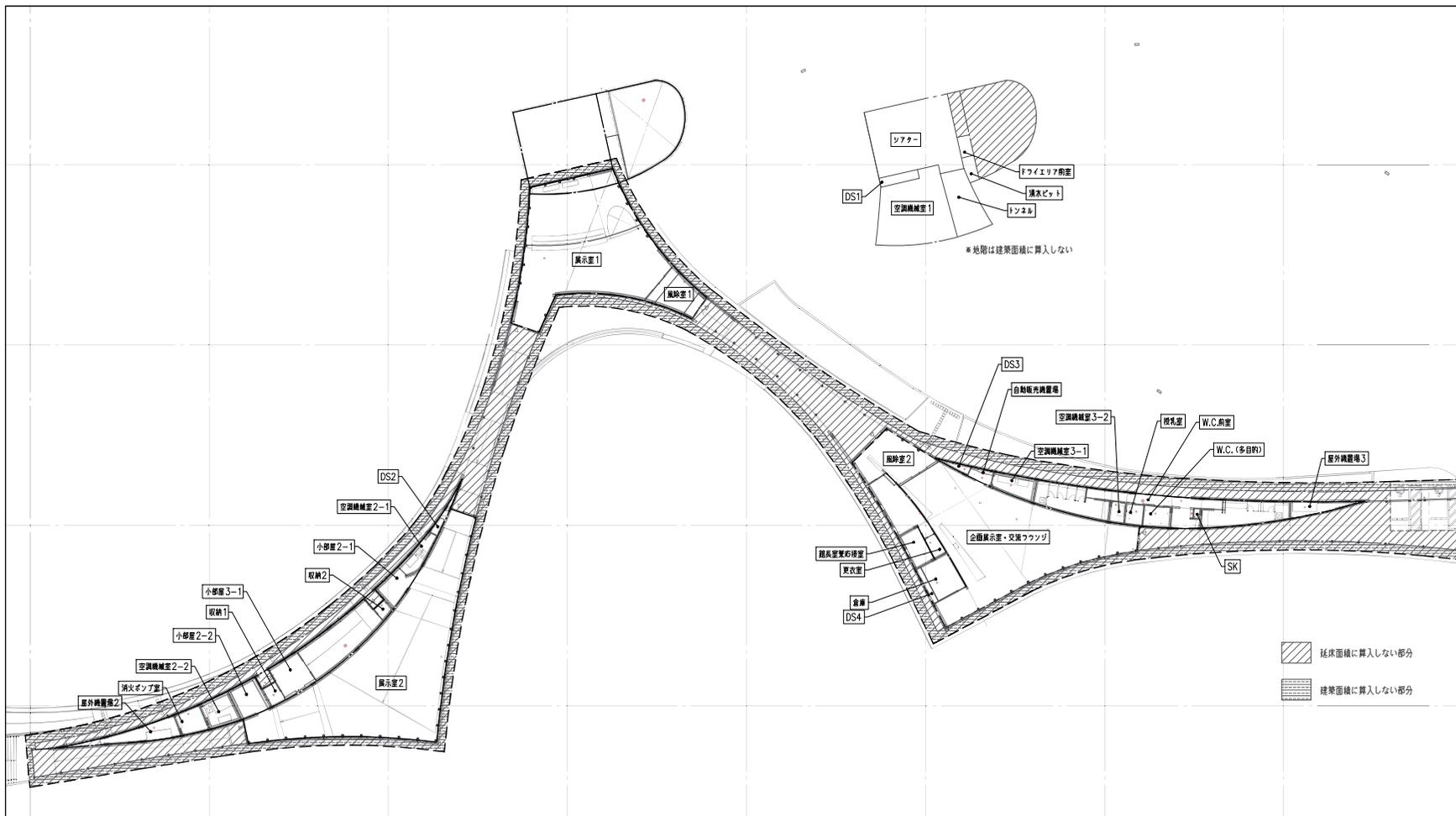
3②指定管理者の管理に係る中核拠点施設の範囲





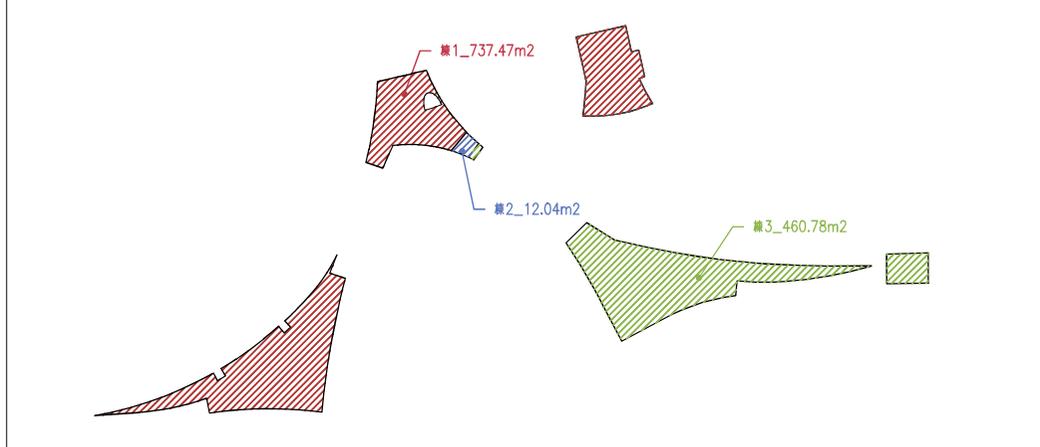
3③体験・展示施設平面図

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------------------|---------|------------|-----|---------------|--|--|-----|-----|----|----------|----|--|-----|------|
| 工事名 | 熊本地震震災ミュージアム体験・展示施設新築実施設計委託 | 共同企業体名称 | o+h・産総設計JV | 代表者 | 大西麻貴+百田有希/o+h | 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-10-1 一級建築士事務所 東京都知事登録第50514号 | TEL&FAX: 03-6264-9876 一級建築士 第367943号 百田有希 | 図面名 | 平面図 | 縮尺 | A3 1:500 | 日付 | | No. | A101 |
|-----|-----------------------------|---------|------------|-----|---------------|--|--|-----|-----|----|----------|----|--|-----|------|

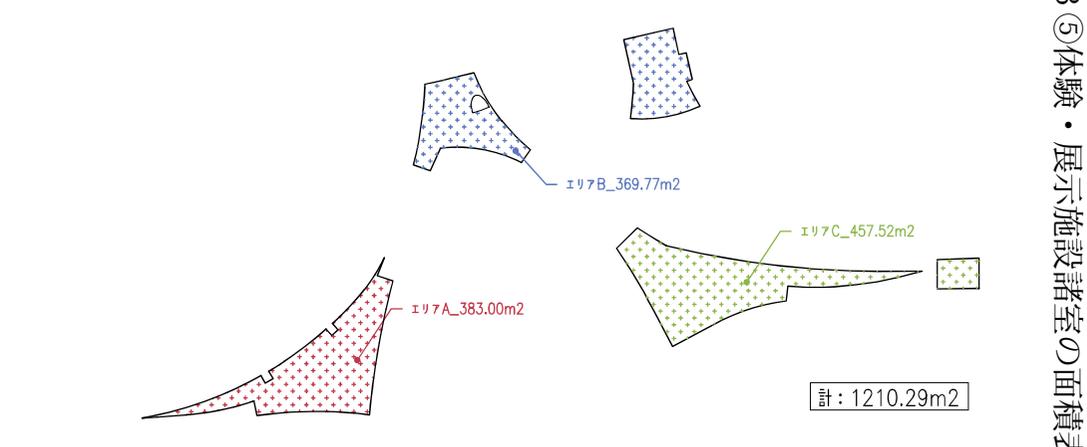


| | | |
|--------------|----------------|---------|
| 展示室① | 風除室1 | 20.38 |
| | 展示室1 | 182.29 |
| | シアター | 73.94 |
| | 空調機械室1 | 58.11 |
| | 湧水ビット | 3.71 |
| | ドライエリア前室 | 3.28 |
| | トンネル | 23.65 |
| | DS1 | 4.41 |
| | 計 | 369.77 |
| 展示室②+③ | 展示室2 | 251.53 |
| | 小部屋2-1 | 10.66 |
| | 小部屋2-2 | 13.18 |
| | 小部屋3-1 | 15.69 |
| | 小部屋3-2 | 37.30 |
| | 収納1 | 4.10 |
| | 収納2 | 2.65 |
| | 空調機械室2-1 | 8.69 |
| | 空調機械室2-2 | 11.71 |
| | 屋外機置場2 | 15.72 |
| | 消火ポンプ室 | 8.49 |
| | DS2 | 3.28 |
| | 計 | 383.00 |
| 企画展示室・交流ラウンジ | 企画展示室・交流ラウンジ | 210.31 |
| | 事務室 | 23.83 |
| | 風除室2 | 33.15 |
| | 館長室兼応接室 | 10.23 |
| | 倉庫 | 14.99 |
| | 更衣室 | 3.58 |
| | 自動販売機置場 | 3.88 |
| | 空調機械室3-1 | 10.91 |
| | 空調機械室3-2 | 4.16 |
| | 屋外機置場3 | 8.47 |
| | DS3 | 2.30 |
| | DS4 | 2.80 |
| | 計 | 328.61 |
| 24時間利用エリア | W.C.(男子) | 23.65 |
| | W.C.(女子) | 23.73 |
| | W.C.(多目的) | 7.37 |
| | W.C.前室 | 24.80 |
| | 授乳室 | 4.95 |
| | SK | 0.92 |
| | 計 | 85.42 |
| 屋外 | 屋根付き駐車場 | 43.49 |
| 全体 | 内部延床面積 | 1166.80 |
| | 延床面積 | 1210.29 |
| | 建築面積 | 1481.48 |
| | 屋根面積(水平投影) | 1911.78 |
| | 躯体面積(ドライエリア含む) | 1493.32 |

防火区画における別棟扱いの各棟面積



構造計算上のエリアごとの面積



3⑦ 展示内容



地域の石でできた石研ぎタイルが利用された館名サイン



震災遺構の旧東海大学阿蘇校舎と、3つの展示室から構成



大破した自動車などの震災遺物と、トンネルの先にシアター



巨大ジオラマによる震度分布などの解説



熊本の自然についてクイズ方式で学べる木製パネル



被災した方々の言葉や教訓、復旧・復興の歩みを展示

3つある展示室には、それぞれ「あなたへの問い」が掲示されています。
施設を巡りながら、その問いかけに答えてみてください。



ショップのほか、企画展示やミニイベントを開催



語り部から当時の様子や震災の教訓を学ぶことができます



旧東海大学阿蘇校舎1号館。柱には、当時の衝撃を物語る亀裂が



建物の真下を断層が貫いた様子。倒れた棚も当時のまま



地表地震断層。地面の隆起や亀裂、横ずれを見ることができます



ONE PIECE熊本復興プロジェクトにより、ロビン像が設置されています

3⑧ 備品リスト

| | 設置場所 | 名称(品名) | 数量 | 備考 |
|----|--------------|----------------|--------|----|
| 1 | 受付 | 椅子 1 | 2 | |
| 2 | | 車いす | 1 | |
| 3 | 事務室 | 事務机 | 4 | |
| 4 | | 椅子 2 | 4 | |
| 5 | | 書類棚(単式,基本) | 1 | |
| 6 | | ホワイトボード 1 | 1 | |
| 7 | | 情報収集用テレビ | 1 | |
| 8 | | 情報収集用記録装置 | 1 | |
| 9 | | 暴漢捕獲棒 | 1 | |
| 10 | | 壁掛け時計 | 2 | |
| 11 | | AED | 1 | |
| 12 | | 館長室(応接室) | 机 | 1 |
| 13 | 椅子 3 | | 1 | |
| 14 | 応接テーブル | | 1 | |
| 15 | 応接椅子 | | 4 | |
| 16 | 事務室・館長室 | カーテン | 3 | |
| 17 | 更衣室 | ロッカー | 1 | |
| 18 | 書庫(倉庫) | 書類保管庫(単式,基本) | 1 | |
| 19 | | 書類保管庫(単式,増連) | 3 | |
| 20 | | 救護ベッドセット | 1 | |
| 21 | 企画展示室・交流ラウンジ | 交流ラウンジ用テーブル | 3 | |
| 22 | | 語り部講演用椅子 | 70 | |
| 23 | | 語り部講演用モニター | 1 | |
| 24 | | 語り部講演用モニタースタンド | 1 | |
| 25 | | 来場者用椅子 | 12 | |
| 26 | | ホワイトボード 2 | 1 | |
| 27 | | 語り部講演用椅子用ドーリー | 2 | |
| 28 | | ワイヤレスマイク | 1 | |
| 29 | | ポータブルスピーカー | 1 | |
| 30 | | 展示室1・2・3 | ガイド用椅子 | 3 |
| 31 | 授乳室 | 授乳室ベッドチェア | 1 | |
| 32 | 自動販売機置場 | 自販機用リサイクルボックス | 2 | |
| 33 | | 収集用ゴミ箱 | 1 | |

震災遺構（旧東海大学阿蘇校舎1号館、地表地震断層）全景



見学通路入口



地震断層前



地震断層前解説看板



1号館建物中央部



地表地震断層保存状況



1号館建物中央部前解説看板



被災した旧東海大学阿蘇校舎 1号館

1号館は、上空から見るとアルファベットのYの字の形をした、鉄筋コンクリート造の3階建、高さ45.5m（鉄筋先端まで）の建物で、昭和48年（1973年）に完成しました。
 熊本地震の際に直下を地表地震断層が通過し、1号館の基礎部分の杭の頭が破壊されるなどの大きな被害が生じました。崩壊のずれによって直上の建物の基礎が陥没された事例は世界でも極めて稀です。日本建築学会小委員会による建物の被害調査の結果では、全ての階で床の損傷や柱の傾斜、建物自体の歪曲や沈下が確認されています。断層のごく近くでは揺れも大きかったと推定されますが、1号館の前後の基礎には熊本地震以前に耐震補強が行われていたため大きな被害は生じませんでした。



上空から見た1号館と学生会舎
 Building No. 1 and Student Union Office as seen from above



1号館内部の被害
 Damage inside Building No.1

監修：名古屋大学教授 鈴木 康弘、広島大学名誉教授 中田 高、
 日本建築学会 2016年熊本地震基礎構造被害検討小委員会

阿蘇事務課横見学通路（入口）



阿蘇事務課横見学通路（真横）

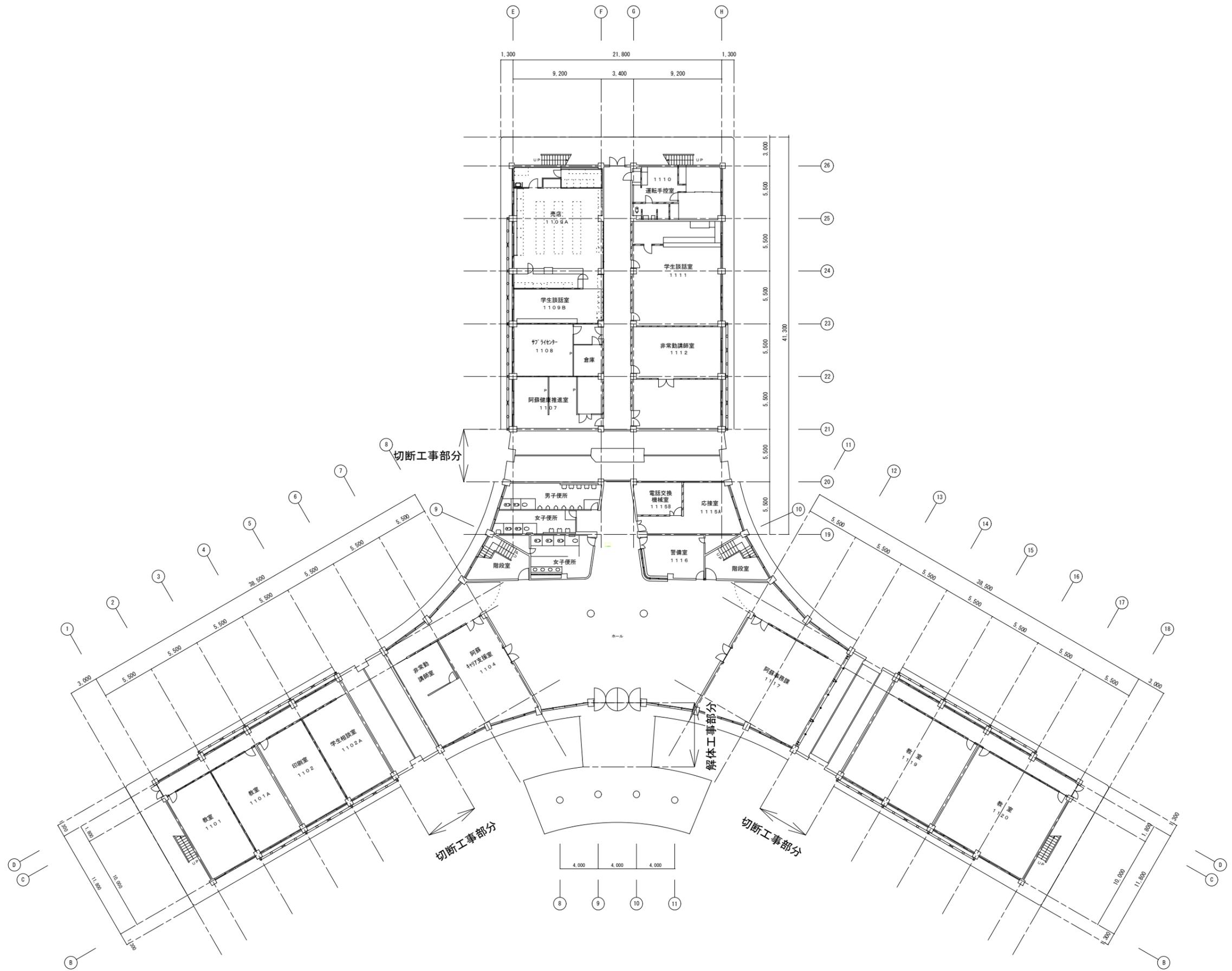
見学通路正面玄関前



見学通路正面玄関前解説看板

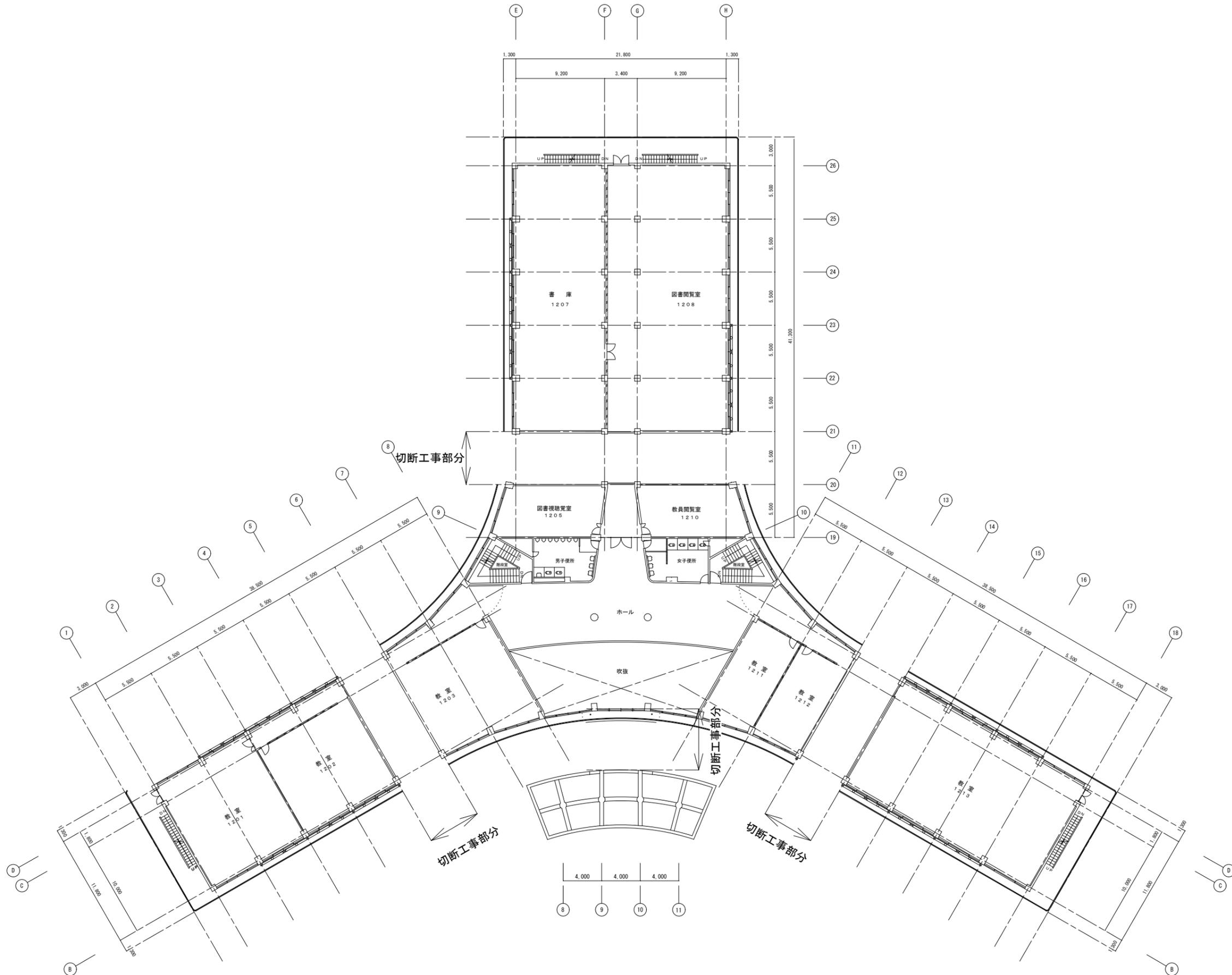


3⑩ 1号館図面



| | | | | | | |
|------|--|---------------------------------------|--|--|--|-------------|
| MEMO | 事務所登録：一級建築士事務所 東京都知事登録 第10257号 株式会社丹野総合一級建築士事務所 管理技術者・設計者：津野 仁志 一級建築士 316841 監理技術者 00021004420 | TITLE 旧東海大学阿蘇校舎 1号館保存工事 1階改修後平面図 | | | SUBJECTS 1階改修後平面図 DATE 19.03.25 SCALE 1/400 | NO. A-09 |
| | | DRAWN 小林 DESIGNED 小林 CHECKED 津野 | | | | |





MEMO

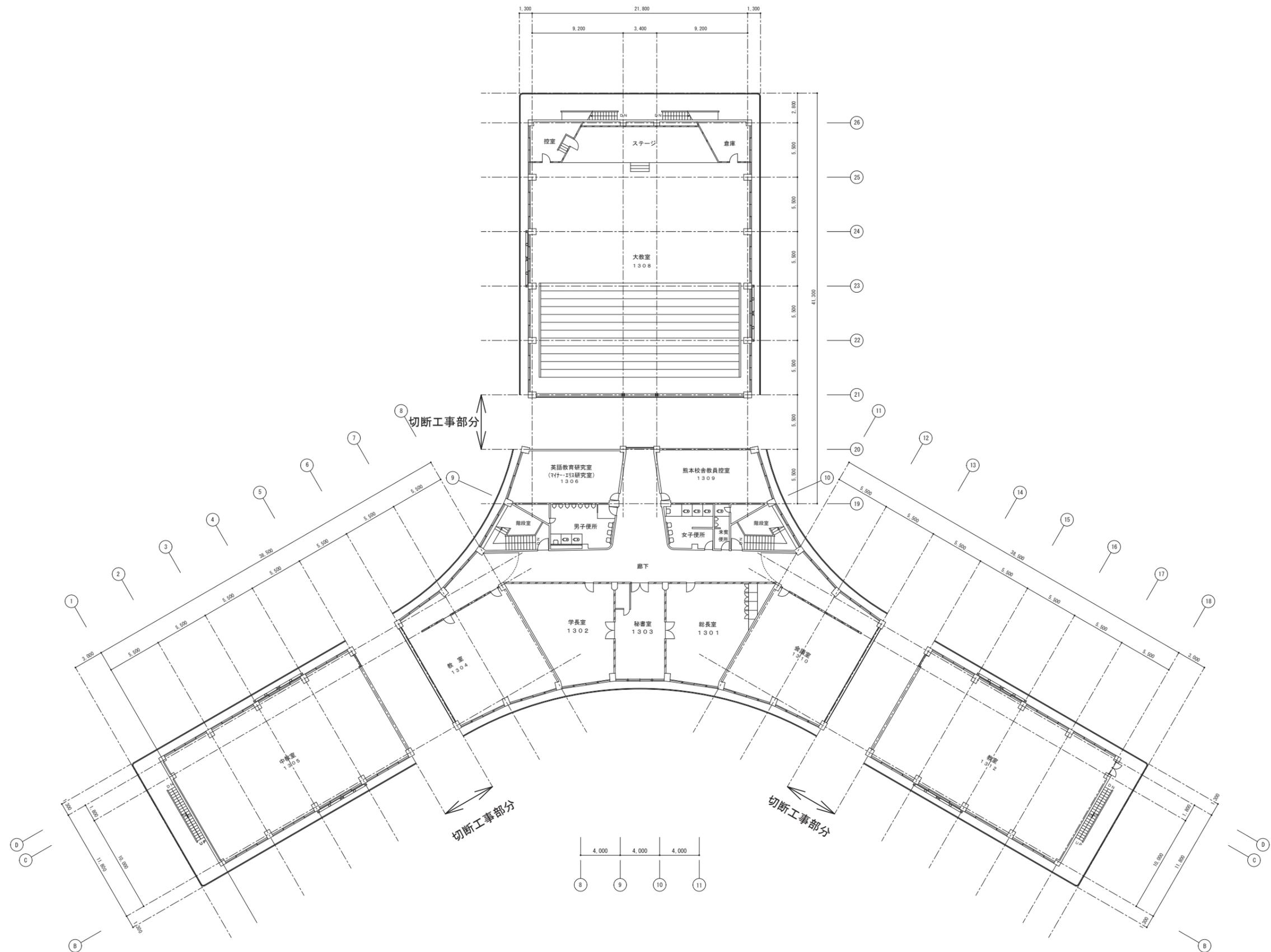
事務所登録：一級建築士事務所 東京都知事登録 第18257号
 株式会社丹野建築総合一級建築士事務所
 管理技術者・設計者：津野 仁志
 一級建築士 316841
 監理技術者 00021004420



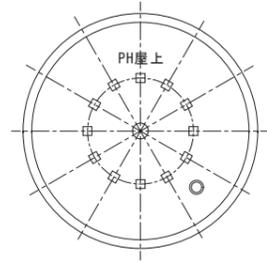
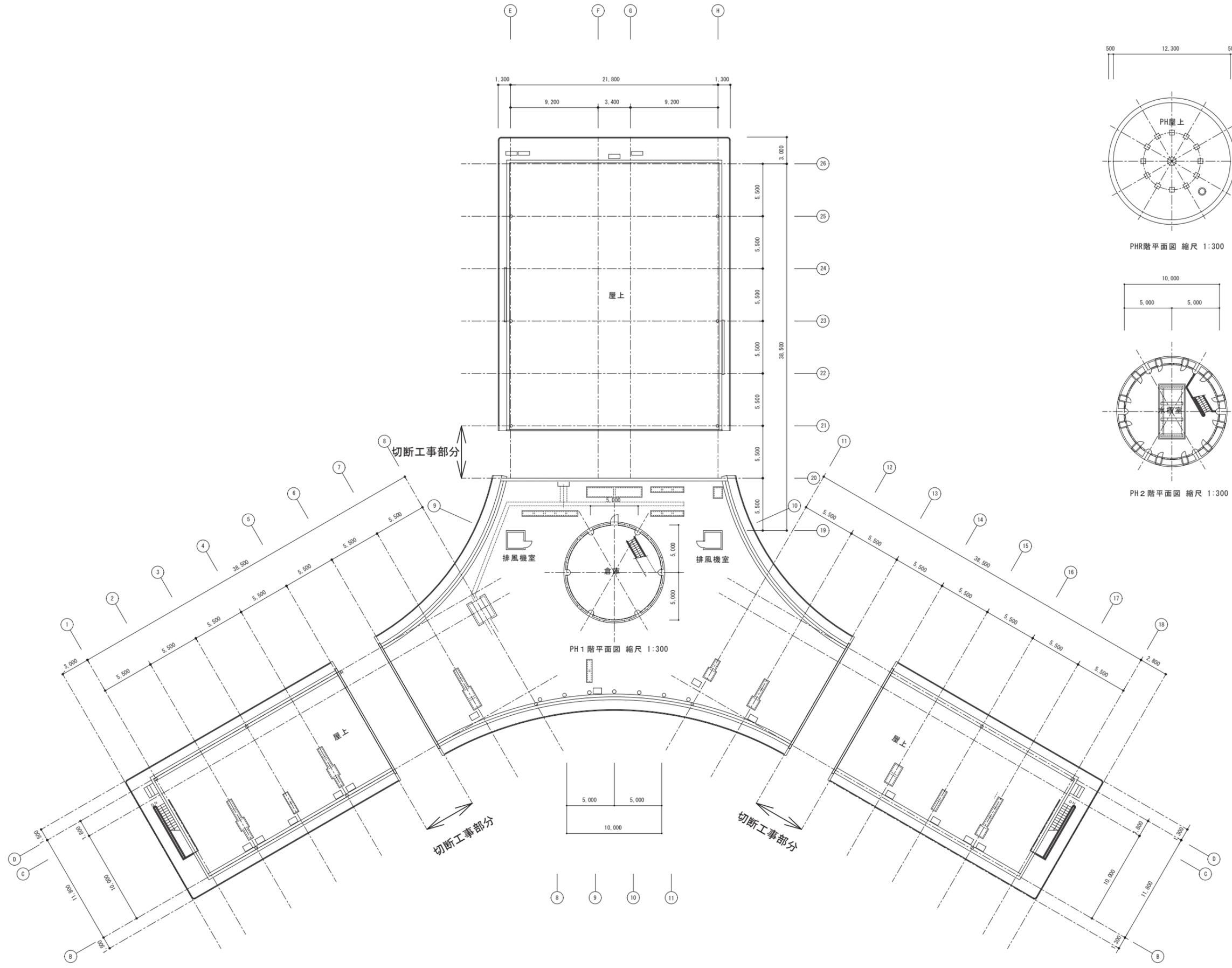
TITLE 旧東海大学阿蘇校舎1号館保存工事
 DRAWN 小林 DESIGNED 小林 CHECKED 津野

SUBJECTS 2階改修後平面図
 DATE 19.03.25 SCALE 1/400

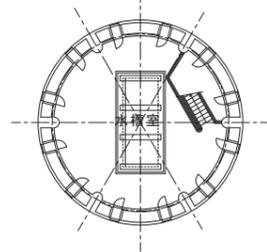
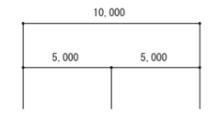
NO. A-10



| | | | | | | | | |
|------|---|--|------------------------|-------------|------------|-------------------|-------------|----------|
| MEMO | 事務所登録：一級建築士事務所 東京都知事登録 第18257号 株式会社丹野社総合一級建築士事務所 管理技術者・設計者：津野 仁志 一級建築士 316841 監理技術者 00021004420 | | TITLE 旧東海大学阿蘇校舎1号館保存工事 | | | SUBJECTS 3階改修後平面図 | | NO. A-11 |
| | | | DRAWN 小林 | DESIGNED 小林 | CHECKED 津野 | DATE 19.03.25 | SCALE 1/400 | |

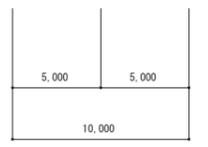


PH屋上
PHR階平面図 縮尺 1:300

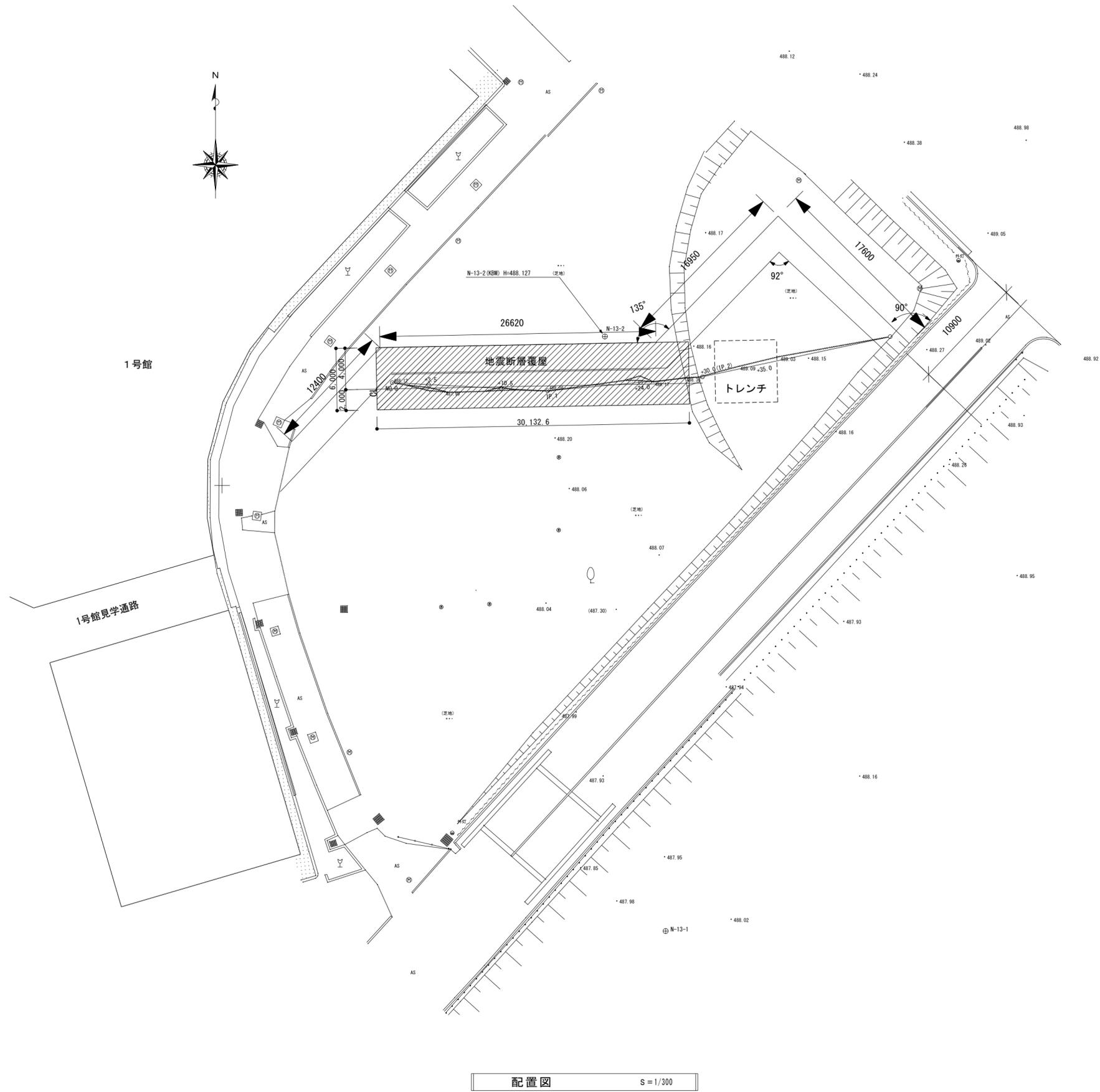


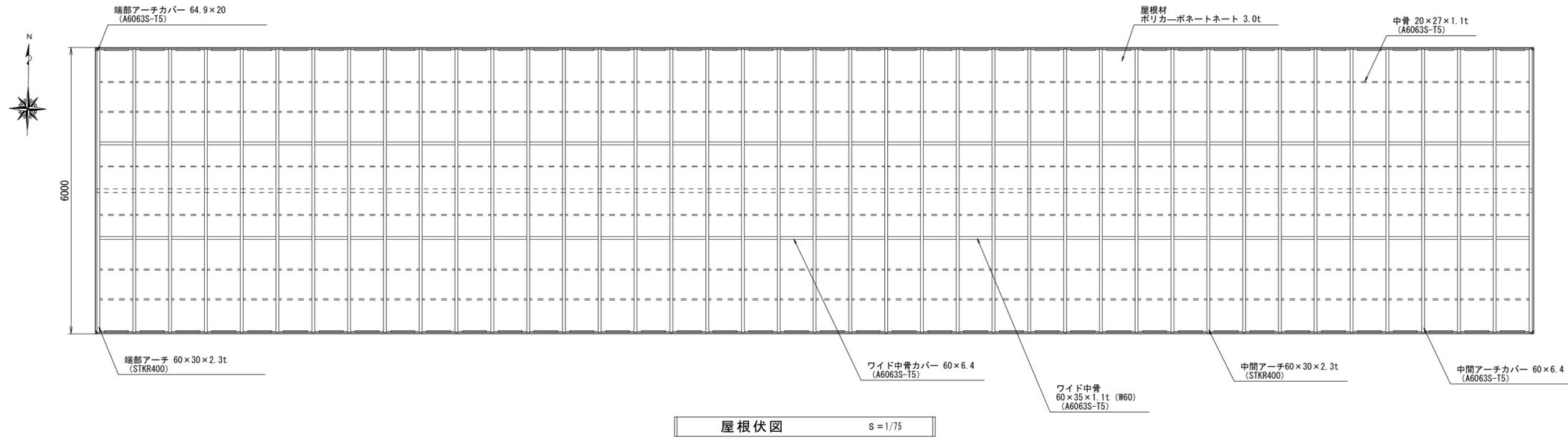
PH2階平面図 縮尺 1:300

PH1階平面図 縮尺 1:300



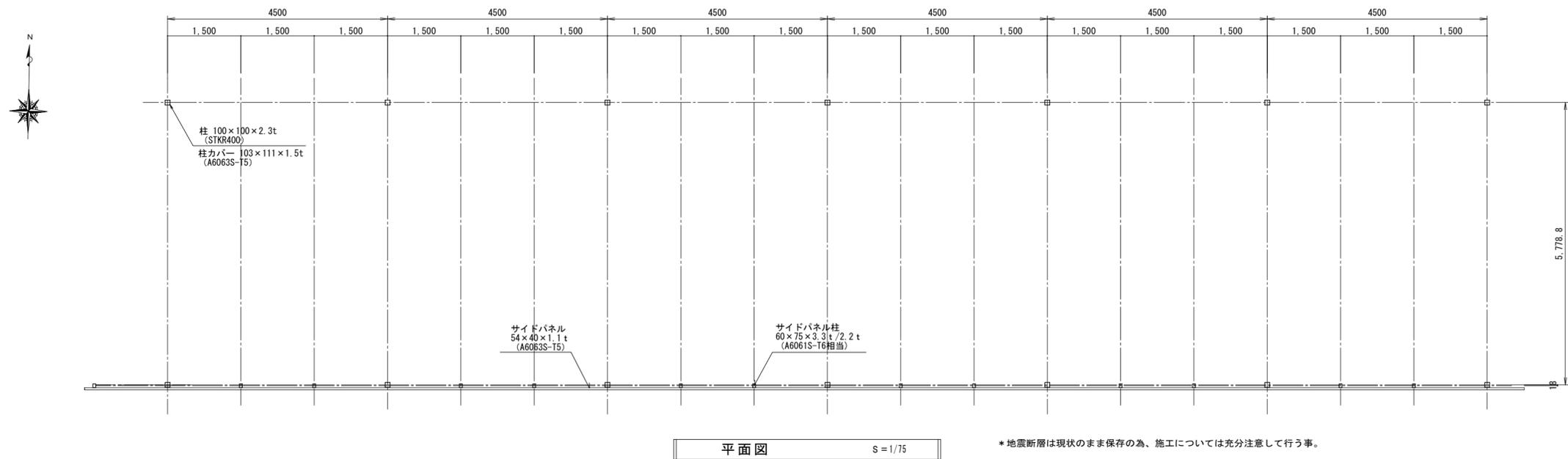
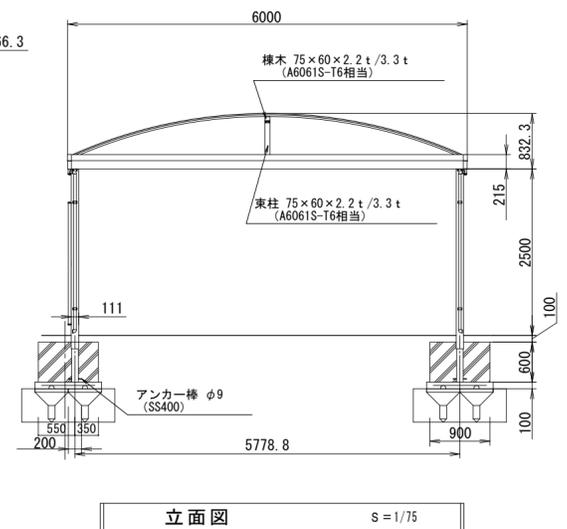
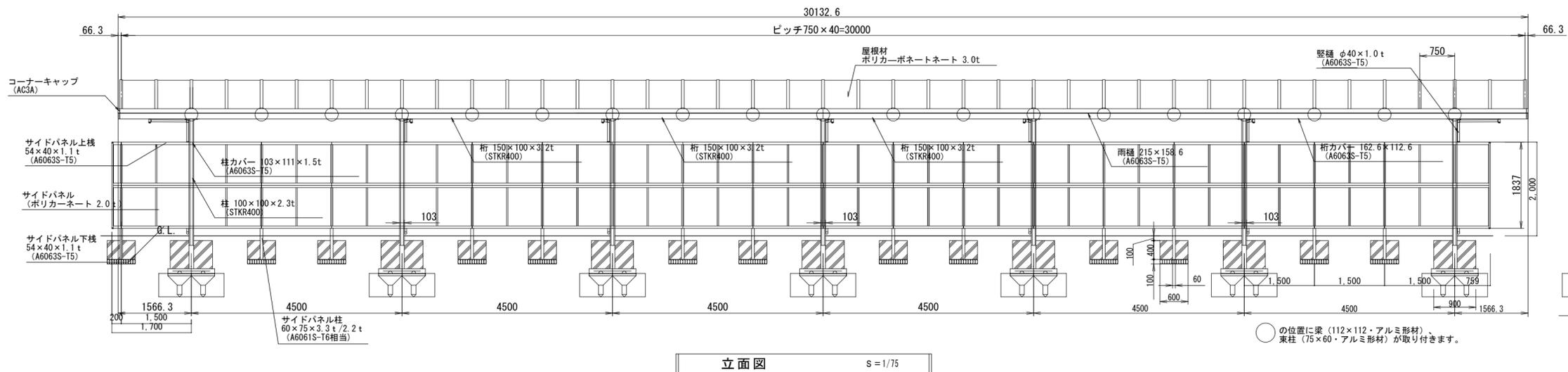
| | | | | | | | | |
|------|---|--|------------------------|-------------|------------|-------------------|-------------|----------|
| MEMO | 事務所登録：一級建築士事務所 東京都知事登録 第18257号 株式会社丹野社総合一級建築士事務所 管理技術者・設計者：津野 仁志 一級建築士 316841 監理技術者 00021004420 | | TITLE 旧東海大学阿蘇校舎1号館保存工事 | | | SUBJECTS R階改修後平面図 | | NO. A-12 |
| | | | DRAWN 小林 | DESIGNED 小林 | CHECKED 津野 | DATE 19.03.25 | SCALE 1/400 | |



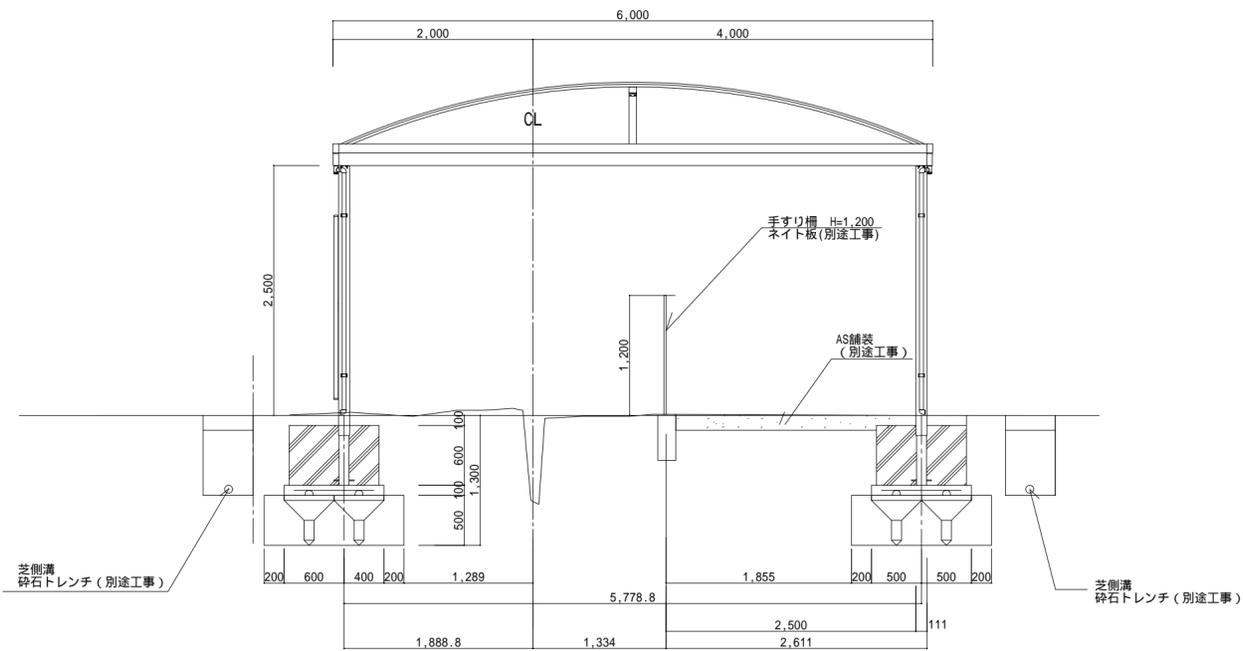


| 仕様 | |
|---|-----------------------------------|
| 柱・ワイド桁・中間アーチ | JIS G3466 STKR400 (スチール) |
| 端部アーチ | JIS H4100 A6063S-T5 (アルミ押し出し形材) |
| 【本体】 柱カバー・両端・桁カバー 中骨・中間アーチカバー 端部アーチカバー・前枠 ワイド中骨・縦樋・ワイド中骨カバー | JIS H4100 A6063S-T5 (アルミ押し出し形材) |
| 【サイドパネル】 上横・下横 | JIS H4100 A6063S-T5 (アルミ押し出し形材) |
| 柱 | JIS H4100 A6015-T5 (アルミ押し出し形材) |
| 梁 | JIS H4100 A6015-T5 (アルミ押し出し形材) |
| 東柱・棟木 | JIS H4100 A6061S-T6相当 (アルミ押し出し形材) |
| アーチ金具 | SUS304 (ステンレス) |
| 端部アーチ金具 | SUS304 (ステンレス) |
| コーナーキャップ | JIS H5202 AC3A (アルミ鋳物) |
| 屋根材 | ポリカーボネート (3.0t) |
| サイドパネル | JIS H4000 A1100P-H14 (アルミ板 1.5t) |
| ボルト・産金・ネジ | ポリカーボネート (2.0t) |
| | SUS304 (ステンレス) |

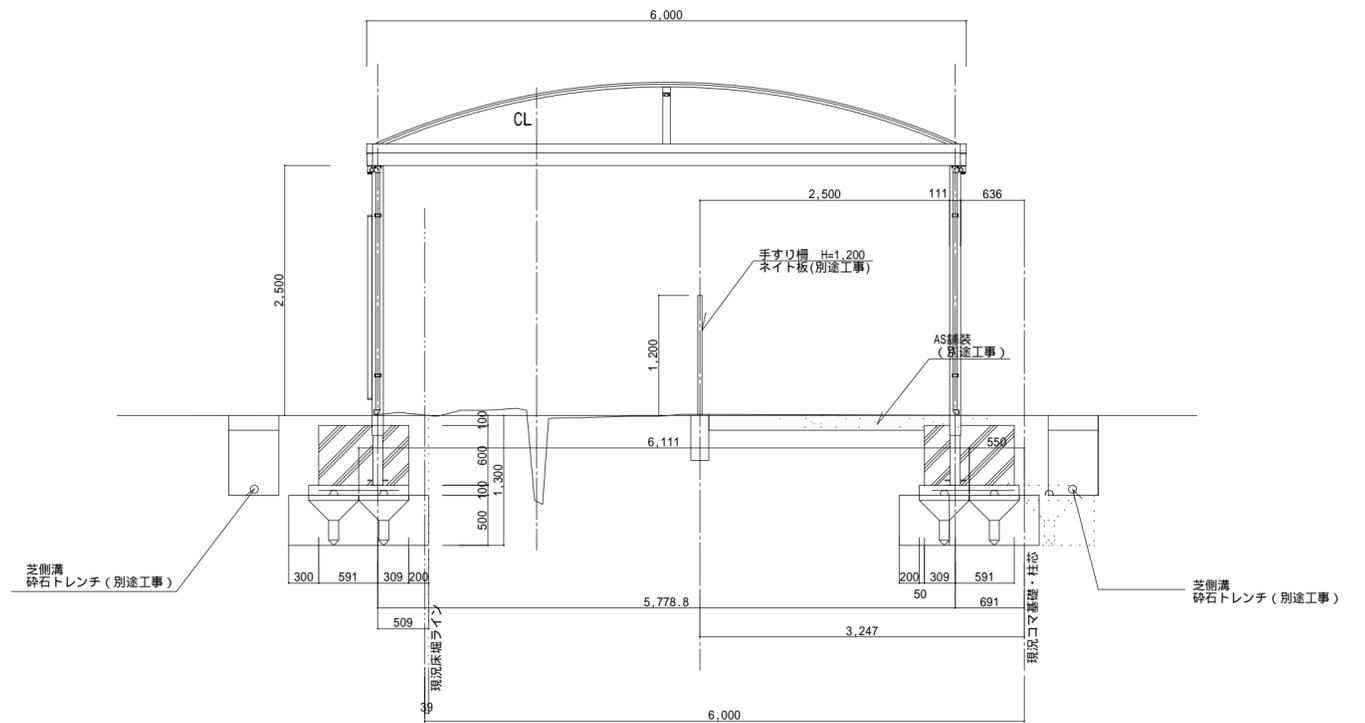
※Vo=32m/s、長期地耐力50 (kN/m²)



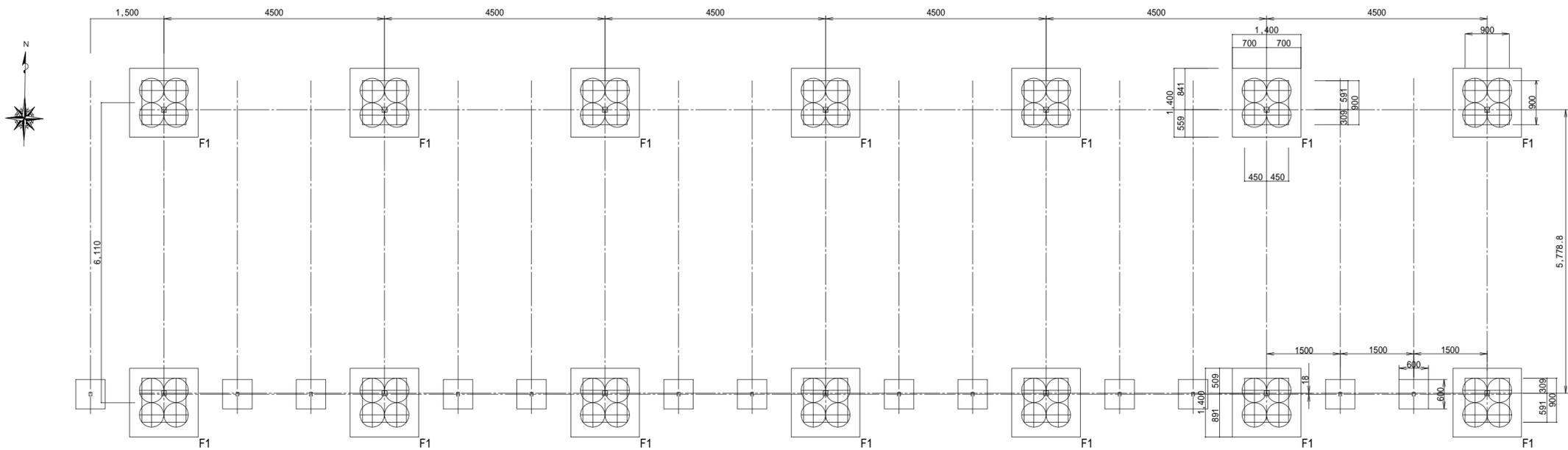
*地震断層は現状のまま保存の為、施工については充分注意して行う事。



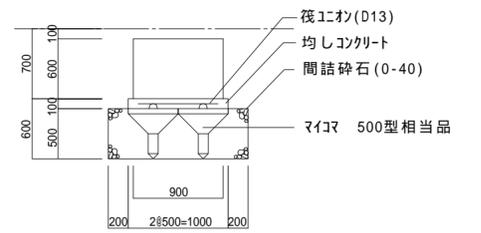
標準断面図 S = 1/50



変更断面図 S = 1/50



基礎伏図 S = 1/75



詳細断面図 S = 1/50

基礎寸法表 (建築部)

| 基礎名称 | 基礎幅 (mm) | | コマ幅 (mm) | | マイコマ 層厚 | コマ数 (1ヶ所当り) | 基礎数 (ヶ所) |
|------|----------|-----|----------|------|---------|-------------|----------|
| | B | L | B k | L k | | | |
| F1 | 900 | 900 | 1000 | 1000 | 1層 | 4.0 | 14.0 |

基礎材料表

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 |
|-------|--------|----------------|------|
| マイコマ | 500型 | 個 | 56.0 |
| 間詰砕石 | 0-40mm | m ³ | 16.8 |
| 筏ユニオン | D13 | kg | 56.0 |

* 地震断層は現状のまま保存の為、施工については充分注意して行う事。

○熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例

(令和4年10月12日条例第38号)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例をここに公布する。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例

(設置)

第1条 平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という。)による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設(以下「中核拠点施設」という。)を設置する。

2 中核拠点施設に、体験・展示施設を置く。

(位置)

第2条 中核拠点施設は、阿蘇郡南阿蘇村に置く。

2 中核拠点施設の区域は、知事が告示をもって定める。

(業務)

第3条 中核拠点施設は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 熊本地震に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

(2) 熊本地震に関する学習活動の場を提供すること。

(3) 中核拠点施設にある震災遺構(地表地震断層及び被災した建築物等をいう。)を管理し、及び展示するとともに、当該震災遺構の解説をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(休館日)

第4条 中核拠点施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定により休日とされる日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に該当する日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 中核拠点施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(観覧料)

第6条 体験・展示施設が平常的に展示する資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納めなければならない。

- 2 前項の観覧料(以下「観覧料」という。)は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の観覧料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者
- (4) この条例又は中核拠点施設の施設若しくは設備の管理の業務に従事する者の指示に違反した者
- (5) その他中核拠点施設の管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第8条 中核拠点施設の施設及び設備のうち、別表第2に掲げるものを独占して使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第9条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他使用させることが中核拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第10条 知事は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、第8条第1項の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料(以下「使用料」という。)は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(観覧料等の減免)

第12条 知事は、次に掲げる者が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)

(2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 知事は、次に掲げる者の介護のために現に同伴する者(その者が2人以上いるときは、1人に限る。)が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。

(1) 前項第1号に掲げる者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの(以下この号において「重度身障者」という。)又は次の表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が重度身障者に準ずると知事が認めるもの

| 障害の区分 | | 障害の級別 |
|--------|--------------------------|------------------------------------|
| 視覚障害 | | 1級から3級までの各級及び4級の1 |
| 聴覚障害 | | 2級及び3級 |
| 肢体不自由 | 上肢不自由 | 1級、2級の1及び2級の2 |
| | 下肢不自由 | 1級、2級及び3級の1 |
| | 体幹不自由 | 1級から3級までの各級 |
| | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能障害 |
| 移動機能障害 | | 1級から3級までの各級(1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。) |
| 内部障害 | 心臓機能障害 | 1級、3級及び4級 |
| | じん臓機能障害 | 1級、3級及び4級 |
| | 呼吸器機能障害 | 1級、3級及び4級 |

| | |
|---------------------|----------------|
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 1 級及び 3 級 |
| 小腸機能障害 | 1 級、3 級及び 4 級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1 級から 4 級までの各級 |
| 肝臓機能障害 | 1 級から 4 級までの各級 |

(2) 前項第 2 号に掲げる者のうち、同号の療育手帳の障害の程度の記載欄に、重度であることの表示として「A」と記載されたもの

(3) 前項第 3 号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する障害等級が 1 級である者として記載されているもの

3 前 2 項に規定する場合のほか、知事は、特別の事情があると認めるときは、観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 13 条 中核拠点施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、中核拠点施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第 1 項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第 7 条から第 10 条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 第 1 項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前にされた第 8 条第 1 項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第 1 項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前に第 8 条第 1 項(第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 3 条各号に掲げる業務

(2) 第 8 条第 1 項の許可に関する業務

(3) 中核拠点施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が中核拠点施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第6条第1項及び第11条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に中核拠点施設の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった中核拠点施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 中核拠点施設に係る指定管理者の候補者の選定その他の指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第6条、第15条関係)

| 区分 | 単位 | 金額 |
|---------|---------|------|
| 一般人 | 1人1回につき | 500円 |
| 県外中・高校生 | 1人1回につき | 400円 |
| 県外小学生 | 1人1回につき | 300円 |

備考

- 1 「一般人」とは、満15歳以上の者であって、中学校及び高等学校に在学する者並びにこれに準ずる者以外のものをいう。
- 2 「県外中・高校生」とは、県外に住所を有する者であって、県外に所在する中学校若しくは高等学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。
- 3 「県外小学生」とは、県外に住所を有する者であって、県外に所在する小学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。

別表第2(第8条、第11条、第15条関係)

| 区分 | 単位 | 金額 |
|------|------------------|----|
| 芝生広場 | 1平方メートル当たり1時間につき | 3円 |

備考

- 1 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用する時間が1時間に満たない場合又は使用する時間に1時間未満の端数がある場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 3 午前9時から午後5時までの時間の前又は後の時間における施設の使用に係る使用料の額は、規則で定める。

○熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例施行規則

(令和5年6月30日規則第33号)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例施行規則をここに公布する。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例(令和4年熊本県条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の6日前までに震災ミュージアム中核拠点施設使用許可申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

第3条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の3日前までに震災ミュージアム中核拠点施設変更使用許可申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用の中止の届出)

第4条 使用者は、使用許可を受けた中核拠点施設(条例第1条第1項に規定する中核拠点施設をいう。以下同じ。)の施設及び設備(以下「施設等」という。)の使用を中止しようとするときは、震災ミュージアム中核拠点施設使用中止届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(施設等の使用に係る時間外単価)

第5条 条例別表第2備考3に規定する規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(観覧料等の納入)

第6条 体験・展示施設(条例第1条第2項に規定する体験・展示施設をいう。)が平常的に展示する資料を観覧しようとする者は、入場するときに観覧料を納めなければならない。

2 使用者は、知事が指定する日までに使用料を納めなければならない。

(使用料の返還)

第7条 条例第11条第3項ただし書の規定により知事が使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき 使用料の全額

(2) 使用日の3日前までに使用の中止を届け出たとき 使用料の5割に相当する額

2 条例第 11 条第 3 項ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、震災ミュージアム中核拠点施設使用料返還請求書(別記第 4 号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、前項第 1 号に該当する場合は、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第 8 条 使用者は、施設等を使用許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させてはならない。

(遵守事項)

第 9 条 何人も、中核拠点施設内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 中核拠点施設の施設、設備又は物品を毀損し、又は滅失しないこと。
- (2) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又は損傷しないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てないこと。
- (6) 許可なく火気を使用し、又は所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (7) 許可なく所定の場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置かないこと。
- (8) 許可なく所定の場所以外の場所に立ち入り、又は所定の設備以外の設備を使用しないこと。
- (9) 許可なくポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (10) 許可なく特別の設備を設けないこと。
- (11) 許可なく寄附金の募集、署名活動、物品の展示若しくは販売若しくは飲食物の提供をし、又は第三者をしてこれらの行為をさせないこと。
- (12) 許可なく印刷物、図画、宣伝ビラ等を頒布しないこと。
- (13) 前各号に掲げる事項のほか、中核拠点施設の管理上支障がある行為をしないこと。

(原状回復)

第 10 条 使用者は、施設等の使用を終了し、又は条例第 10 条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用に係る施設等を原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。

(毀損等の届出)

第 11 条 中核拠点施設の施設、設備又は物品を毀損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第12条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に中核拠点施設の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、中核拠点施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

| 区分 | 単位 | 金額 |
|------|------------------|----|
| 芝生広場 | 1平方メートル当たり1時間につき | 3円 |

別記第1号様式(第2条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第3号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第4号様式(第7条関係)

[別紙参照]